

練馬区告示第 4 9 4 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東京都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項および練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）第8条第4項の規定により、つぎのとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

練馬区長 吉 田 健 一

都市計画の種類および名称	都市計画を定める土地の位置および区域
東京都市計画生産緑地地区	削除を行う部分 練馬区貫井五丁目、平和台三丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、谷原一丁目、石神井台二丁目、石神井台五丁目、下石神井四丁目、東大泉六丁目、西大泉五丁目、南大泉二丁目、大泉町一丁目、大泉学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目および上石神井二丁目各地内
	追加を行う部分 練馬区羽沢三丁目、錦二丁目、高松四丁目、三原台三丁目、大泉学園町五丁目および上石神井四丁目各地内

関係図書の縦覧場所 練馬区都市整備部都市計画課
（練馬区役所本庁舎16階）